

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第31報）

2020年4月24日（金）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

PNG政府幹部発表によれば、非常事態宣言下の規制内容が部分的に緩和されました。以下の措置は本24日（金）午後6時から有効とのことです。

- 首都圏地区（NCD）内における夜間外出禁止の時間帯を夜10時から朝5時までとする（これまでは夜9時から朝6時まで）。
- レストラン及びホテルの営業を平常通りとし、健康安全管理のための措置の下で夜10時まで、食事と酒類を提供することを可とする。
- インドネシアと国境を接する州においては、これまで通りの規制が維持される。
- ラバウル（ココポ）発着のフライト規制は解除される。
- 規制のない州間のフライト移動であっても、引き続き移動許可が必要となる。同許可は、航空会社から提供される渡航者情報に基づき、ナショナル・オペレーション・センター（NOC）が発行する。渡航者は所定のフォームに従って、国内移動許可の申請書を提出しなければならない。
- 公共交通機関の運行を、健康安全管理のための措置の下で再開する。
- 大学は4月27日（月）から、小中高等学校は5月4日（月）から再開する。

※邦人の皆様におかれましては、以下のPNG政府特設ウェブサイトや各種報道等で最新情報を入手の上、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。なお、PNG保健省は新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、ホットライン（1800-200）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

（ご参考）PNG政府特設ウェブサイト：<https://covid19.info.gov.pg/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは（国番号 675） 321-1800

E-mail： sceo.j@pm.mofa.go.jp

ファックス： 323-0153

国外からは（国番号 675） 323-0153

ホームページ： <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>